

高校生の登山のあり方等に関する検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 高校生の登山の安全確保を図るため、「那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組」(平成30年1月9日)の実施状況を検証するとともに、高校生の登山のあり方、安全登山の実現に向けた事業の改善、その他必要な施策について検討を行う、高校生の登山のあり方等に関する検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 高校生の登山のあり方に関する事
- (2) 高校生の登山の安全確保に関する事
- (3) 「那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組」の実施状況及びその検証・改善に関する事
- (4) その他検討委員会が必要と認める事項に関する事

(組織)

第3条 検討委員会は、12名以内で組織する。

- 2 検討委員会は、学校安全対策に関する専門知識、または実務経験を有する学識経験者、山岳関係団体、関係行政機関等に所属する者の中から、別表1に掲げる者をもって構成する。
- 3 委員は、栃木県知事が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任することができる。

(委員長)

第5条 検討委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、検討委員会を総括し、議長として検討委員会の議事を運営する。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、検討委員会を招集し、これを主宰する。

- 2 委員長は、必要と認めるときは委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。
- 3 委員は、検討委員会において知り得た個人に関する秘密を漏らしてはならない。

(オブザーバー)

第7条 検討委員会は、別表2に掲げる団体からオブザーバーとして職員等の出席を求めることができる。

2 オブザーバーは、検討委員会の求めに応じて意見を述べることができる。

(事務局)

第8条 検討委員会の事務局は、栃木県経営管理部文書学事課、栃木県環境森林部自然環境課、栃木県危機管理防災局危機管理課、栃木県教育委員会事務局教育政策課、同学校安全課、同高校教育課、同健康体育課とし、その総括を学校安全課が担う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年9月10日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1

団体・機関等	備考
学識経験者	
那須雪崩事故遺族・被害者の会	
栃木県山岳・スポーツクライミング連盟	
日光市山岳遭難防止対策協議会	
宇都宮地方気象台	
栃木県環境森林部	次長
危機管理防災局	危機管理課長
栃木県教育委員会事務局	教育次長（指導）

別表2

団体	備考
栃木県高等学校長会	
栃木県高等学校体育連盟	